

4. 悪臭

「悪臭」とは、ある物質から臭いが発散して、それが空気中を伝わり人間が呼吸したときに嗅覚が刺激され、脳が「嫌な臭いだ」と判断したときに感ずるものである。そして、この悪臭が継続して感じられる場合は勿論のこと、瞬間的に感じられる場合でも、その頻度によっては苦情が発生することがある。特に最近では、都市の過密化、住宅地のスプロール化が進み、住宅が悪臭発生源に近づく場合もあり、また住民の生活レベル及び生活環境に対する意識の向上とともに、悪臭に関する苦情が多くなっている。

ここでは、建設予定地周辺の臭いの状況を把握し、計画施設からの臭気が周辺環境に及ぼす影響について予測・評価する。

(1) 調査対象地域

調査対象地域は、建設予定地周辺の人家等が存在する地域とする。

(2) 現況把握

ア. 現況把握項目

現況把握項目は、臭気指数、臭気強度及び特定悪臭物質濃度（以下「物質濃度」という。）とする。

○臭気指数:人の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化したもの。もとの臭いを人の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めた時の希釈倍数(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値。

参考) 業種別の臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度		2.5	3.0	3.5
臭気指数	廃棄物最終処分場	1.4	1.7	2.0
	ごみ焼却場	1.0	1.3	1.5
	下水処理場	1.1	1.3	1.6
	し尿処理場	1.2	1.4	1.7

○臭気強度:人間の感じる悪臭の強さを直接数値化したもので下表に示すとおり六段階臭気強度判定表

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できる臭い(検知閾値濃度)
2	何の臭いか分かる弱い臭い(認知閾値濃度)
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

○特定悪臭物質濃度:化学成分法によって得られた悪臭物質の濃度は、人間の官能との関係が明らかになれば、有力な指標とみなすことができる。現在、悪臭防止法では22物質が指定されている(詳細は節末資料参照)。

イ. 現況把握方法

現況把握は現地調査により行った。調査方法は次のとおりである。

(ア) 調査項目

臭気指数、臭気強度、物質濃度

(イ) 調査地点

調査地点は、表5.4.1 及び図5.4.1 に示すとおりである。

表5.4.1 調査地点及び項目

調査地点	臭気指数	臭気強度	特定悪臭物質濃度
No.1 満願寺	○	○	
No.2 亀井分館	○	○	
No.3 高野倉集落センター*	○	○	
No.4 建設予定地	○	○	○
No.5 上熊井集落センター	○	○	○

No.3 高野倉集落センターは大気質と同様に第1回目（夏季）の調査により周辺の状況を把握した。

(ウ) 調査日

項目	調査期間
臭気指数、臭気強度、特定悪臭物質濃度	(夏季) 平成23年8月22日 (冬季) 平成24年2月14日

(エ) 調査方法

調査方法は、表5.4.2 に示すとおりである。

表5.4.2 調査方法

項目	調査方法
臭気指数	三点比較式臭袋法（東京都告示237号に準ずる）
臭気強度	六段階臭気強度表示法
特定悪臭物質濃度	特定悪臭物質の測定の方法（改正平成8年環境庁告示第4号）

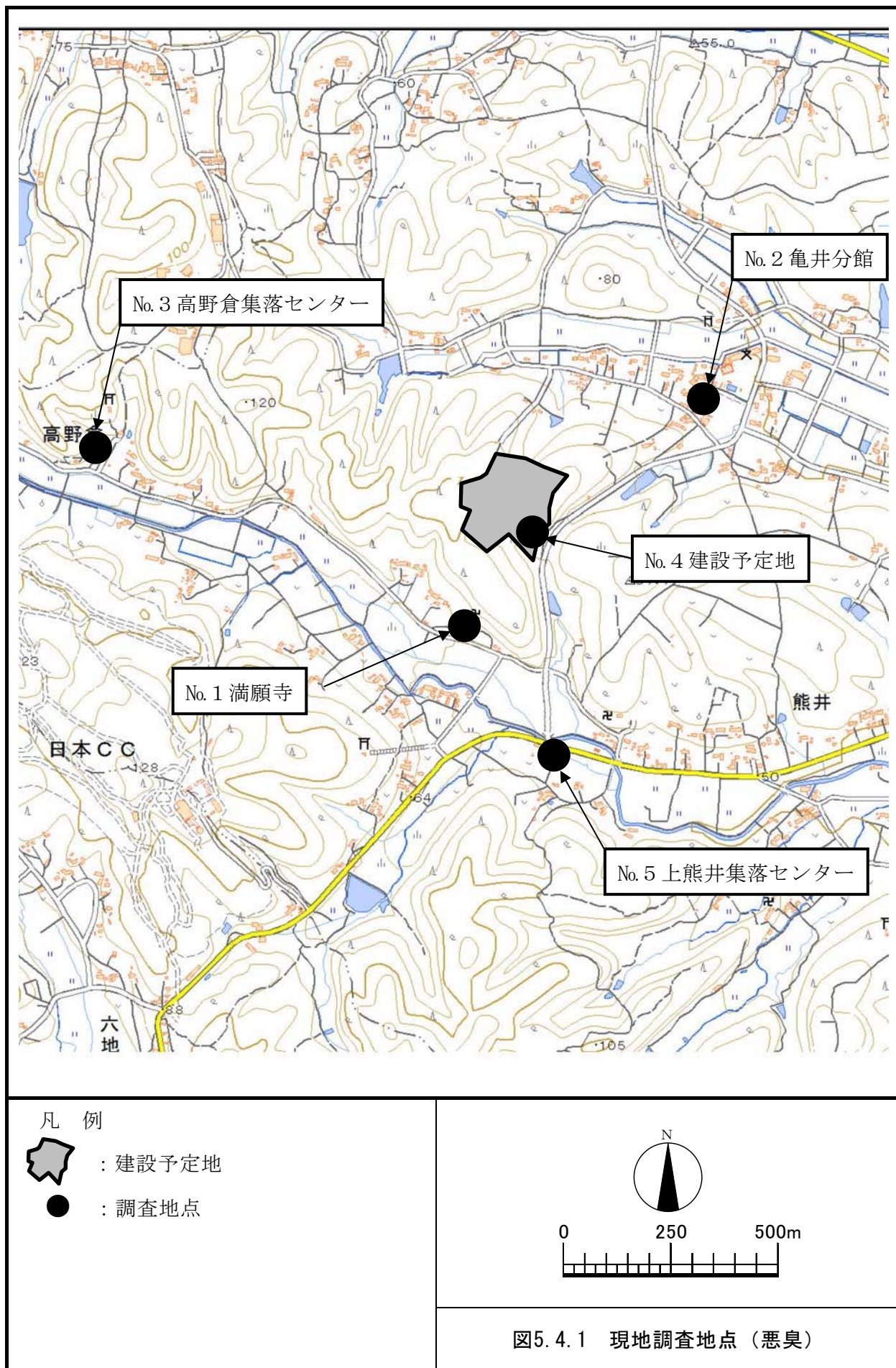


図5.4.1 現地調査地点（悪臭）

ウ. 現況把握の結果

(ア) 臭気指数

臭気指数の調査結果は、表5.4.3 に示すとおりである。

夏季のNo.1 満願寺及びNo.3 高野倉集落センターにおいてそれぞれ臭気指数13、11であり、その他の調査結果は全て10未満であった。No.1 満願寺、No.3 高野倉集落センターともに特別な発生源はなく、夏場における土や草のにおいによるものであった。

表5.4.3 臭気指数調査結果

(夏 季)

項 目	調査結果				
	No.1 満願寺	No.2 亀井分館	No.3 高野倉 集落センター	No.4 建設予定地	No.5 上熊井 集落センター
臭気指数	13	<10	11	<10	<10

(冬 季)

項 目	調査結果			
	No.1 満願寺	No.2 亀井分館	No.4 建設予定地	No.5 上熊井集落 センター
臭気指数	<10	<10	<10	<10

臭気指数：人の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化したもの。もとの臭いを人の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めた時の希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた値。

参考) 業種別の臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度		2.5	3.0	3.5
臭 気 指 数	廃棄物最終処分場	1.4	1.7	2.0
	ごみ焼却場	1.0	1.3	1.5
	下水処理場	1.1	1.3	1.6
	し尿処理場	1.2	1.4	1.7

(イ) 臭気強度

臭気強度の調査結果は、表5.4.4 に示すとおりである。

冬季のNo.1 満願寺において臭気強度1.53（やっと感じできる臭い）であり、その他の調査結果は全て1未満（無臭）であった。

表5.4.4 臭気強度調査結果

(夏 季)

項目	調査結果				
	No.1 満願寺	No.2 亀井分館	No.3 高野倉 集落センター	No.4 建設予定地	No.5 上熊井 集落センター
臭気強度	0.00	0.03	0.01	0.11	0.03

(冬 季)

項目	調査結果			
	No.1 満願寺	No.2 亀井分館	No.4 建設予定地	No.5 上熊井集落 センター
臭気強度	1.53	0.05	0.06	0.11

臭気強度：人間の感じる悪臭の強さを直接数量化したもので下表に示すとおりである。
六段階臭気強度判定表

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感じできる臭い（検知閾値濃度）
2	何の臭いか分かる弱い臭い（認知閾値濃度）
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

(ウ) 物質濃度

物質濃度の調査結果は、表5.4.5 に示すとおりである。

夏季、冬季ともアセトアルデヒドが検出されたが、参考として示した施設基準値より十分低い値であった。その他の調査結果は全て定量下限未満であった。

表5.4.5(1) 物質濃度調査結果

(夏 季)

単位：ppm

項 目	調査結果				施設基準値 (参考) *
	No. 4 建設予定地		No. 5 上熊井 集落センター		
採取日時	平成23年8月22日 11時33分		平成23年8月22日 12時40分		
アンモニア	0.1	未満	0.1	未満	1 以下
メチルメルカプタン	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002 以下
硫化水素	0.0002	未満	0.0002	未満	0.02 以下
硫化メチル	0.0005	未満	0.0005	未満	0.01 以下
二硫化メチル	0.0005	未満	0.0005	未満	0.009 以下
トリメチルアミン	0.0005	未満	0.0005	未満	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.0088		0.0073		0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.003 以下
イソブタノール	0.01	未満	0.01	未満	0.9 以下
酢酸エチル	0.01	未満	0.01	未満	3 以下
メチルイソブチルケトン	0.01	未満	0.01	未満	1 以下
トルエン	0.01	未満	0.01	未満	10 以下
スチレン	0.01	未満	0.01	未満	0.4 以下
キシレン	0.01	未満	0.01	未満	1 以下
プロピオン酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.001 以下

*：鳩山町は悪臭の未規制地域であるが、参考として埼玉県における物質濃度規制値のうち最も厳しい基準値を記載した。

表5.4.5(2) 物質濃度調査結果

(冬 季)

単位：ppm

項 目	調査結果				施設基準値 (参考) *
	No. 4 建設予定地		No. 5 上熊井 集落センター		
採取日時	平成24年2月22日 11時05分		平成24年2月22日 11時45分		
アンモニア	0.1	未満	0.1	未満	1 以下
メチルメルカプタン	0.0002	未満	0.0002	未満	0.002 以下
硫化水素	0.0002	未満	0.0002	未満	0.02 以下
硫化メチル	0.0005	未満	0.0005	未満	0.01 以下
二硫化メチル	0.0005	未満	0.0005	未満	0.009 以下
トリメチルアミン	0.0005	未満	0.0005	未満	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.0031		0.0022		0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.002	未満	0.002	未満	0.003 以下
イソブタノール	0.01	未満	0.01	未満	0.9 以下
酢酸エチル	0.01	未満	0.01	未満	3 以下
メチルイソブチルケトン	0.01	未満	0.01	未満	1 以下
トルエン	0.01	未満	0.01	未満	10 以下
スチレン	0.01	未満	0.01	未満	0.4 以下
キシレン	0.01	未満	0.01	未満	1 以下
プロピオン酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.0005	未満	0.0005	未満	0.001 以下

*：鳩山町は悪臭の未規制地域であるが、参考として埼玉県における物質濃度規制値のうち最も厳しい基準値を記載した。

(3) 予 測

ア. 煙突排ガスの排出による影響

(ア) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設が計画最大能力を発揮する時期とする。

(イ) 予測項目

予測項目は、臭気指数（臭気濃度）とする。

(ウ) 予測方法

煙突排ガスの排出による影響については、大気拡散式を用いた大気拡散シミュレーション手法を用いる。

大気拡散シミュレーションでは、排ガスの臭気濃度や排ガス量などの排出条件（発生源条件）を設定し、数値計算（大気拡散計算）により最大着地濃度（最も高濃度が出現する地点における濃度）とその距離を予測する。

煙突排ガスの排出に関する環境予測解析の流れは図5.4.2 に示すとおりである。

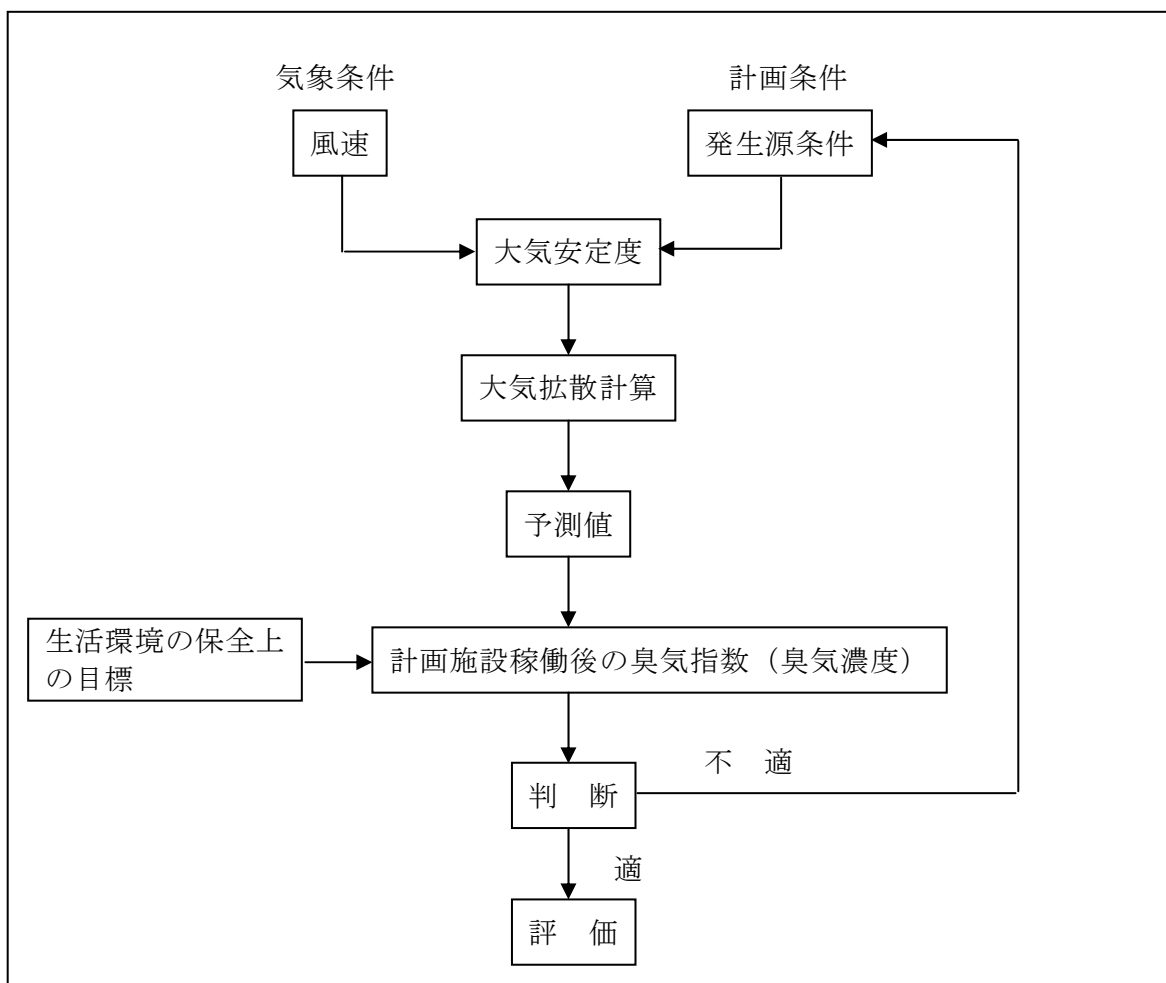


図5.4.2 煙突排ガスの排出予測解析フローチャート

a. 予測範囲

予測範囲は、煙突排ガスの排出による影響が一定程度および範囲とする。

b. 予測手法

(a) 予測方法

悪臭物質の大気拡散メカニズムは、一般の大気汚染物質とほぼ同じと考えてよい。従って、大気拡散シミュレーション手法を原理的には適用することが可能である。大気拡散式については、2. 大気質の項で示したとおりである。

(b) 臭気捕集時間による臭気濃度の補正

大気拡散式で得られた悪臭物質濃度は、拡散パラメータによる評価時間(3分)に対する値であるため、悪臭の知覚時間にあわせて30秒間値へ補正(水平方向拡散幅の補正)する。補正式は以下のとおりである。

【水平方向拡散幅 σ_y の補正】

$$\sigma_y = \sigma_{yp} (t/t_p)^r$$

ここで、 σ_y : 評価時間 t に対する水平方向拡散幅 (m)

σ_{yp} : パスキル・ギフォード近似関数から求めた水平方向拡散幅 (m)

t : 評価時間 (30秒)

t_p : パスキル・ギフォード線図の評価時間 (3分)

r : べき指数 (0.7)

臭気拡散に使用する時間修正係数としては、時間比のべき乗とした場合に、安全側の設定となる $p=0.7$ の値を採用し、3分間値から30秒間値への σ_y の修正係数は0.285、 C_{max} に対する修正係数は3.5とするのが妥当であると考えられる。

(c) 臭気指数への変換

求めた臭気濃度を関係式により臭気指数へと変換する。関係式は次のとおりである。

$$\text{臭気指数} = 10 \log(\text{臭気濃度})$$

c. 発生源条件

発生源条件は、計画施設の排ガス条件を考慮して、表5.4.6 に示すとおり設定する。

表5.4.6 臭気の発生源条件（1炉あたり）

煙突高さ (m)	排出速度 (m/s)	排ガス温度 (°C)	臭気濃度	臭気濃度の補正 (×3.5)	排ガス量 (m ³ _N /s)
59	30	190	7,000	24,500	4.2

d. 気象条件

気象条件は表5.4.7 に示すとおり、短期予測で濃度が最も高くなる逆転層発生時の条件とする（大気質の項参照）。

表5.4.7 気象条件

風速 (m/s)	大気安定度
1.0	B

(エ) 大気拡散計算結果

予測結果は表5.4.8 及び図5.4.3 に示すとおりである。臭気濃度は最大4.5 と予測される。

表5.4.8 拡散計算結果

風速	有効煙突高 (m/s)	大気安定度	着地距離 (m)	臭気濃度
1.0	135	B	920	4.5

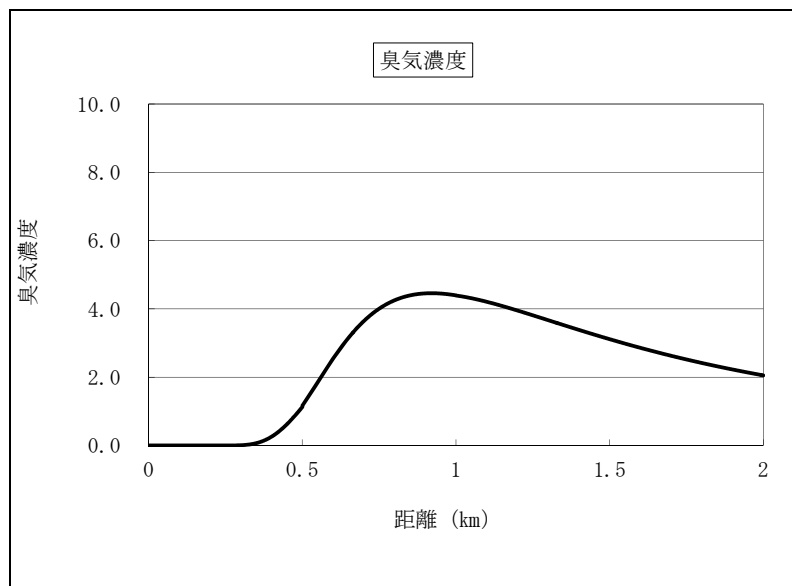


図5.4.3 風下主軸上着地濃度

イ. 施設からの漏れ臭気による影響

(ア) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設が計画最大能力を発揮する時期とする。

(イ) 予測項目

予測項目は、臭気指数（臭気濃度）及び物質濃度とする。

(ウ) 予測方法

ごみ処理施設からの漏れ臭気による影響は、定量的な把握が難しく、また、モデル化も困難であるため、類似施設における調査結果を参照し、計画施設における悪臭対策をもとに類推的に予測する。

(エ) 予測結果

a. 高倉クリーンセンターにおける調査結果

高倉クリーンセンターの概要は表5.4.9 に、調査地点は図5.4.4 に示すとおりであり、悪臭調査結果は表5.4.10 に示すとおりである。敷地境界における臭気指数、物質濃度は、全て規制基準を下回っている。

表5.4.9 高倉クリーンセンターの概要

項目	計画施設
計画処理能力	180 トン/日 (60トン×16時間×3炉)
処理方式	流動床式焼却炉



図5.4.4 高倉クリーンセンター悪臭調査地点

表5.4.10 高倉クリーンセンターにおける特定悪臭物質濃度測定結果

項目	単位	事業対象施設	規制基準*	
			臭気指数規制	物質濃度規制 [参考]
採取日時		H26.5.26 10:28～	—	—
天候		曇り	—	—
気温/湿度		22.9℃/67%	—	—
風向/風速		東北東/1.3m/s	—	—
アンモニア	ppm	0.1 未満	—	1
メチルメルカプタン	ppm	0.0002 未満	—	0.002
硫化水素	ppm	0.002 未満	—	0.02
硫化メチル	ppm	0.001 未満	—	0.01
二硫化メチル	ppm	0.0009 未満	—	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	—	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	—	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	—	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	—	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	—	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	—	0.009
イソバレルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	—	0.003
イソブタノール	ppm	0.09 未満	—	0.9
酢酸エチル	ppm	0.3 未満	—	3
メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	—	1
トルエン	ppm	1 未満	—	10
スチレン	ppm	0.04 未満	—	0.4
キシレン	ppm	0.1 未満	—	1
プロピオン酸	ppm	0.003 未満	—	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	—	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.00009 未満	—	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	—	0.001
臭気指数		10 未満	15	—

*：高倉クリーンセンターの場所は「臭気指数規制(基準値1)A区域」に該当する。参考として「物質濃度規制A区域」の規制基準も示した。

b. Aクリーンセンターにおける調査結果

Aクリーンセンターの概要は表5.4.11に、調査地点は図5.4.5に示すとおりであり、悪臭調査結果は表5.4.12に示すとおりである。敷地境界における物質濃度は、参考とした「規制基準（第1地域）」を下回っており、臭気指数は10未満であった。

表5.4.11 Aクリーンセンターの概要

項目	計画施設
計画処理能力	120 トン/日 (60トン×2炉)
処理方式	流動床式焼却炉

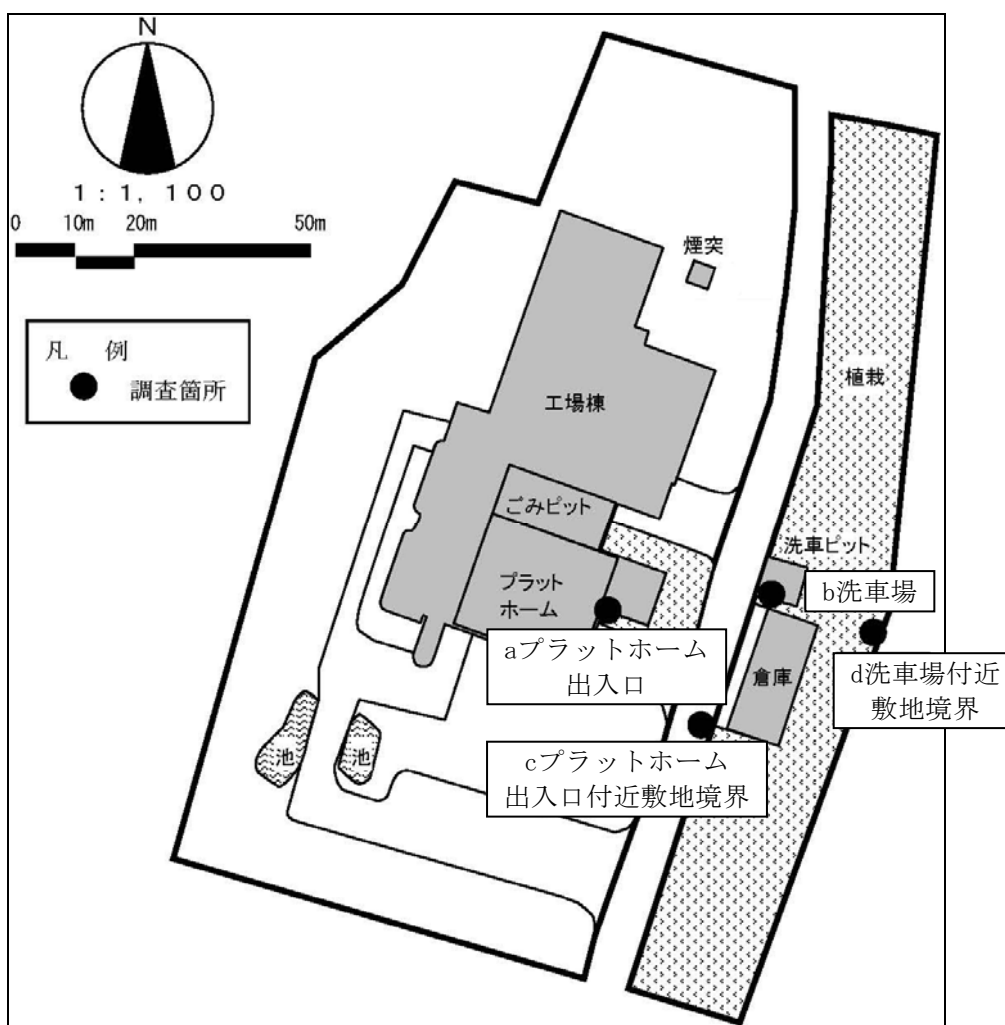


図5.4.5 Aクリーンセンター悪臭調査地点

表5.4.12(1) Aクリーンセンターにおける悪臭調査結果

測定項目		単位	測定結果		参考 ^{注1)} 敷地境界線の 規制基準（第1地域）
			a プラットホーム出入口	b 洗車場	
測定日		—	平成 25 年 8 月 22 日	平成 25 年 8 月 22 日	—
採取時 の状況	天候	—	曇り	晴れ	—
	気温	℃	24.6	34.1	—
	湿度	%	85	40	—
	風向	—	—	南	—
	風速	m/s	静穏 ^{注2)}	0.7	—
臭気指数		—	10 未満	10 未満	—
アンモニア		ppm	0.1 未満	0.1 未満	2
メチルメルカプタン		ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004
硫化水素		ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.06
硫化メチル		ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.05
二硫化メチル		ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.03
トリメチルアミン		ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02
アセトアルデヒド [°]		ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.1
プロピオンアルデヒド [°]		ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド [°]		ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009
イソブチルアルデヒド [°]		ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.02
ノルマルヘキシルアルデヒド [°]		ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009
イソヘキシルアルデヒド [°]		ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
イソブタノール		ppm	0.09 未満	0.09 未満	0.9
酢酸エチル		ppm	0.3 未満	0.3 未満	3
メチルイソブチルケトン		ppm	0.1 未満	0.1 未満	1
トルエン		ppm	1 未満	1 未満	10
キシレン		ppm	0.1 未満	0.1 未満	1
スチレン		ppm	0.04 未満	0.04 未満	0.8
プロピオン酸		ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.07
ノルマル酪酸		ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.002
ノルマル吉草酸		ppm	0.0004 未満	0.0004 未満	0.002
イソ吉草酸		ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.004

注1) 調査地点に規制基準は設定されていないが、参考として悪臭防止法に基づく「敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準」第1地域（工業地域及び工業専用地域以外の地域）の規制基準値と比較した。

注2) 風速が0.4m/s以下の場合を静穏とした。

表5.4.12(2) Aクリーンセンターにおける悪臭調査結果

測定項目		単位	測定結果	
			c プラットホーム付近敷地境界	d 洗車場付近敷地境界
測定日		—	平成 25 年 8 月 22 日	平成 25 年 8 月 22 日
採取時の状況	天候	—	曇り	晴れ
	気温	℃	34.1	36.7
	湿度	%	40	43
	風向	—	南	東北東
	風速	m/s	0.6	1.8
臭気指数		—	10 未満	10 未満

c. B清掃センターにおける調査結果

B清掃センターの概要は表5.4.13 に、調査地点は図5.4.6 に示すとおりであり、悪臭調査結果は表5.4.14 に示すとおりである。敷地境界における臭気指数は10未満であり、規制基準を満足していた。

表5.4.13 B清掃センターの概要

項目	計画施設
計画処理能力	150 トン/日 (75トン×2炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉



図5.4.6 B清掃センター悪臭調査地点

表5.4.14 B清掃センターにおける悪臭調査結果

調査項目	調査時期	敷地境界（風上）	敷地境界（風下）	規制基準
臭気指数	H19 夏季	10 未満	10 未満	10 以下

（４）環境保全対策

環境への影響を極力少なくするために、適切な臭気対策を実施計画、施工に反映させ、計画施設の合理的な運転管理に留意する。特に、以下のような点について十分配慮していく。

- ・ 臭気が発生しやすい場所は密閉構造とする。
- ・ 内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏えいを防ぐ。特に臭気が発生しやすいごみピットは、ピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ピット内を負圧に保つとともに、その吸引した空気を燃焼に使用することにより臭気成分を分解する。
- ・ プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、ごみの搬入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止する。
- ・ 計画的な維持管理計画のもとで、定期的整備・点検を実施しつつ施設を適正に運転する。

（５）影響の分析

ア．影響の分析の方法

計画施設からの臭気が周辺環境に及ぼす影響の分析は、予測の結果を踏まえ、影響が実行可能な範囲内で回避され、または低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにするとともに、予測結果と生活環境の保全上の目標を対比することにより行う。

計画施設稼働時の悪臭の生活環境の保全上の目標は、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」として表5.4.15 に示すとおり設定する。

臭気指数は、条例等により臭気指数規制を行っている自治体の例をみると、敷地境界線で10～30としている場合が多い。また、一般的に臭気指数が10程度（6段階臭気強度の2.5程度：何のにおいであるかが分かる弱い臭い）から苦情が起こるといわれている。従って、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」として、臭気指数10を設定する。

物質濃度は、敷地境界における悪臭防止法の規定により県が定めた規制基準値を適用することとする。

表5.4.15 生活環境の保全上の目標

区分	生活環境の保全上の目標	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	
	臭気指数	臭気指数が10を超えないこと
	物質濃度	敷地境界において、悪臭防止法の規定により県が定めた規制基準値以下とする(アンモニア1ppm以下等)

イ. 影響の分析

(ア) 環境保全対策に対する評価

本計画では、臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げる。特に、臭気が発生しやすいごみピットは、ピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ピット内を負圧に保つとともに、その吸引した空気を燃焼に使用することにより臭気成分を分解する。また、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、ごみの搬入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止する。このことにより臭気の漏えいを防止することができるものと考えられる。

(イ) 生活環境の保全上の目標との比較

a. 煙突排ガスの排出による影響

煙突排ガスの排出は、漏れ臭気とは異なり一定の排出速度で排出されるので、排出源からある程度離れた位置を中心に影響が現れると考えられる。

周辺地域における計画施設の臭気濃度は表5.4.8 に示すとおり、最大で4.5 であり、評価指標である臭気指数との関係は次のとおりである。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度}) = 10 \times \log 4.5 = 6.5$$

従って、計画施設の煙突からの影響は生活環境の保全上の目標を満足している。

なお、人間が臭気を感じ始める濃度が臭気指数10であり、これも周辺環境が限りなく無臭に近い状態を想定した場合に言えることである。従って、煙突からの臭気が通常の状態において、地表で感じられることはほとんどないと言える。これらの事から生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した(表5.4.16 参照)。

表5.4.16 計画施設稼働後の臭気指数

項目	区分	大気拡散式による予測値	生活環境の保全上の目標	評価
	煙突排ガスの排出による影響		6.5(臭気濃度4.5)	10未満

注) 臭気指数 = 10 × log(臭気濃度)

b. 施設からの漏れ臭気による影響

予測によると、臭気指数は10未満、物質濃度は定量下限未満であった。

このように適切に悪臭防止対策がなされている場合、工場からの漏れ臭気は極めて小さく、計画施設においても適切な悪臭防止対策の実施により、敷地境界線で臭気指数は計画値（臭気指数18）以下に抑えられるものと予測される。

一般に、施設からの漏れ臭気は、施設周辺が最も顕著であり、そこから離れていくに伴って弱くなる。従って、施設の敷地境界線より離れた位置の臭気は、敷地境界線の臭気より低くなる。これらのことから、生活環境の保全上の目標を満足するものと評価した。